

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動（二）

小林, 栄三郎

<https://doi.org/10.15017/2244124>

出版情報 : 史淵. 100, pp.251-264, 1968-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(二)

小林 栄三郎

三

一九一四年から一九一八年にわたる第一次大戦中のドイツにおいて、「新中間層」と労働運動との関係はどうか。まず民間職員層の動向を見よう。

「ドイツ職業団体年報」の一九三〇年版によると、第一次大戦前後のドイツ職員組合 (Angestelltenverbände) の組合員およびそのうちの独立経営者 (Selbständige) の数の変化はつぎのようになっている。⁽²⁹⁾

年	組合員総数	そのうち独立経営者	パーセント
一九一一	七八五、四七一	一〇三、七六七	一三・二
一九一二	八三〇、八七〇	九一、五七九	一一・〇
一九一三	九〇七、三八三	一一八、四七二	一三・一
一九一四	九四一、三四三	一一〇、九〇二	一一・八
一九一五	六九三、五七三	一一七、二〇一	一六・九

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(一)(小林)

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(小林)

一九一六	五三一、六〇九	六一、三二四	一一・五
一九一七	四四四、三八四	五二、九一六	一一・九
一九一八	四二五、二九八	四八、九一六	一一・五
一九一九	八七一、七九一	六八、八二六	七・九
一九二〇	一、四三六、七八〇	三六、二二二	二・五

この統計で興味ぶかいのは、独立経営者の数である。もちろん第一次大戦前について述べたとおり、ドイツの民間職員の組合には経営者を含まないものもある。この統計では経営者を含むものも含まないものもいっしょにして、総計として出しているわけである。それにしても組合参加を認められている経営者の数は革命後によりやく減少するが、一九一九年に至ってまだ七・九パーセントもあることはホワイト・カラーの組合意識の実状を物語っている。なお一九二五年のところで組合員総数は前年よりひどく減っているのに、経営者数はかえって前年よりふえており、翌年になってようやく激減しているのは、動員がこの年度に経営者の年令層におよんできたためであらう。

ギェンター・ハルトフィールの「ドイツにおける職員および職員労働組合」(一九六一年刊)は、「商工業職員の職業的活動・社会的地位および組合制度の発展と現状」という副題をもち、民間職員の組合運動にかんする数すくない研究書の一つであり、その内容もすぐれている。ハルトフィールによると——第一次大戦中に、ドイツ民間職員の組合のあいだで三つの「アルバイツゲマインシャフト」(活動共同体)が生まれた。一つは一九一六年一〇月八日にいくつかの大きな商業職員組合が音頭をとって結成された「商業職員組合アルバイツゲマインシャフト」(Arbeitsgemeinschaft kaufmännischer Verbände——AKV)であり、⁽⁸⁷⁾ 二つは技術職員のもので、「技術職員組合アルバイツゲマインシャフト」(Arbeitsgemeinschaft technischer Verbände)と⁽⁸⁸⁾ 三つは時間的には前のものより早く、一九一五年二月二

七日に組織されている。第三の活動共同体は一九一七年秋に結成された「自由職員組合アルバイツゲマインシャフト」⁽³¹⁾ Arbeitsgemeinschaft freier Angestelltenverbände—Afa (旁点小林——「自由」とは、ドイツ労働組合の名称のばあい、「社会民主党系」を意味する)であった。

第一の「商業職員組合アルバイツゲマインシャフト」については、大戦前の事情をかえりみる必要がある。すなわち一九二二年末にすでに三つの商業職員組合が協定して「商業職員組合の社会的アルバイツゲマインシャフト」(Soziale Arbeitsgemeinschaft der kaufmännischen Verbände—S. A. G.)を組織していた。三つの商業職員組合というのは、「一八五八年の商業従業員組合」、「ドイツ商業職員組合連合会」、「ドイツ商店員組合」であった。⁽³²⁾この三組合がそれぞれ独立性と行動の自由とを保持しつつ、できるだけ協力して商業職員運動としての共通の目的を達成しようというのである。その主要目的は商業職員の社会的状態 (die sozialen Verhältnisse) の改善にあり、そのための基礎的資料として商業職員の統計的調査をおこなうことにした。なおそのほかに、組合としての教養講座の統一化をめざした。また商業職員の労働市場状態を明らかにするために職場紹介組織をつくった。この組織が従来この種の組織と異なる点は、最低給与を定めて、それ以下では紹介しないことにあった。しかし、三組合のうち「ドイツ商業職員組合連合会」は依然として経営者の組合加入を認める方針を強調したため、他の商業職員組合で経営者を排除して労働組合的性格を高めようとしていたところでは、このS・A・Gに加盟することをためらった。もし加盟すると、労働組合的考え方が阻害されはしないかと恐れたからである。このS・A・Gが一九一六年一〇月八日にAKVになった。AKVは、いわゆるブルジョア的間層的 (bürgerlich-mittelständisch) 方向性をもつ職員組合の大同団結をめざすもので、これに加盟した主な職員組合は、上記の三組合のほかに、「ドイツ・カトリック商業職員組合連合会」、「ドイツ国民商店員組合」、「ドイツ商人組合」である。⁽³³⁾この最後の「ドイツ商人組合」は、一九一一年にはまだ経営者が四六五人もいたが、そのうち職員だけの組

合になつていた。このように、経営者を含まない組合も参加していたが、いずれにしてもこのAKVはブルジョア的中间層的な立場をとり、ホワイト・カラー層をブルー・カラーと區別して、ストその他の労働組合的闘争手段についてはこれを拒否している。とくに「ドイツ商人組合」は、従来くりかえして「自分たちは労働組合的態度をとる」と言明していたにもかかわらず、一九一六年にこのAKVに加盟した⁽³⁴⁾。このことは、ドイツでも商業職員以外のホワイト・カラーのあいだでは第一次大戦前すでに労働組合的運動がしだいに発展してきていたのに、商業職員組合の多くは当時まだ労働組合的方向にふみ切れない事情にあつたことを物語るものといえよう。

「技術職員組合アルバイツゲマインシャフト」は、経営者を含む組合の加盟を認めない。このアルバイツゲマインシャフトを結成したのは「ドイツ技師組合」(Deutscher Techniker-Verband)と「ドイツ職長組合」(Deutscher Werkmeister-Verband)で、両組合とも、商業職員の多くの組合の場合とちがつて、被雇用者という立場を前面に出している。「ドイツ技師組合」は、できるだけ経営者を排除して、職員だけの組織にしようと努力していた。これにたいして「ドイツ職長組合」⁽³⁵⁾は、経営者を含まず全部が職員であるが、しかしその活動方針は「労働組合的でない」(nicht gewerkschaftlich)ことを強調し、経営者と従業員との紛争の場合には、調停者の役割を果たそうとつとめる。この両組合は、被雇用者の立場を力説するけれども、しかし自分たちはブルー・カラーとはちがつた被雇用者であるとする点において共通性をもっている。すなわち、職員運動を普通のブルー・カラーの労働運動と區別して進めていこうとする点で、明らかに中間層的性格がつよい。

「自由職員組合アルバイツゲマインシャフト」には前史がある。大戦前の一九一三年に「統一職員法・制定期成アルバイツゲマインシャフト」が結成された。これが一九一七年秋に改称して「自由職員組合アルバイツゲマインシャフト」となつたのである。一九一三年のアルバイツゲマインシャフトに加盟したのは、つぎの組合である——「全ドイツ銀行員組⁽³⁶⁾

合] Allgemeiner Verband der Deutschen Bankbeamten (本部メムリン)・「ドイツ書籍商店員全国組合」Allgemeine
 Vereinigung Deutscher Buchhandlungsgehilfen' 「技術工業職員組合」Band der technisch-industriellen Beamten (本
 部メムリン)・「ドイツ合唱団員・ソニー組合」Deutscher Chorsänger- und Ballett-Verband (本部メムリン)・「ドイ
 ツ職人頭組合」Deutscher Polierbund (本部メムリン)・「ドイツ坑夫頭組合」Deutscher Steiger-Verband
 (本部ヘッセン)・「ドイツ裁判師組合」Deutscher Zusehneider-Verband (本部メムリン)・「ドイツ下絵師組合」
 Deutscher Vorzeichner-Verband (本部メムリン)・「ドイツ劇場従業員組合」Genossenschaft Deutscher
 Bühnengehöriger (本部メムリン)・「国際芸人組合」Internationale Artistenloge (本部メムリン)・「ドイツ事務職
 員組合」Verband der Büroangestellten Deutschlands (本部メムリン)・「商店員中央組合」Zentralverband der
 Handlungsgehilfen (本部メムリン)・「技術上級海員組合」Verband technischer Schiffsoffiziere (本部メムリン)・
 「工芸美術家組合」Verband der Kunstgewerbezeichner (本部メムリン)・「ドイツ製本業職長組合」Werkmeister-
 verband für das deutsche Buchbindergewerbe (本部メムリン)⁽³⁷⁾。以上一五組合で結成した一九一三年のアルバイツゲマ
 インシャフトは、翌一九一四年に第一次大戦が始まると戦傷者の世話をし、また一九一六年末からはいろいろの「祖国救
 援勤務」(der Vaterländische Hilfsdienst)の仕事をしており、一九一七年秋に「自由職員組合アルバイツゲマインシャ
 フト」すなわちAfAと改称したのである⁽³⁸⁾。職員組合のうち労働組合的方向への発展をめざすものは、ほとんどすべてこ
 のAfAに加盟した。上記の一五組合のうち最も有力な二つの組合すなわち「ドイツ事務職員組合」と「商店員中央組
 合」は、同時にドイツ社会民主党系の「自由労働組合総委員会」(Generalkommission der freien Arbeitergewerkschaf-
 ten) (旁点小林——ここでも「自由」はこの組織が社会民主党系たることを意味して使われている)に所属していた。

一九一六年二月五日に「祖国救援勤務法」(Gesetz über den Vaterländischen Hilfsdienst)が制定された。この法

律にたいする職員組合諸派の態度をみると、組合の政策の上では見解を異にしているも、戦時中はそうした対立がほとんど背景にしりぞいてあまり大きな影響をおよぼさなかつたように見える。一九一六年二月二日ベルリンでこの法律にかんする労働組合および職員組合の代表者会議が開催されたが、この席では、「商業職員組合アルバイツゲマインシャフト」すなわち A K V の代表者ケーラー (Köhler) 博士も、「技術職員組合アルバイツゲマインシャフト」の代表者ヘーフレ (Höfle) 博士も、また A f A の前身たる「統一職員法・制定期成アルバイツゲマインシャフト」の代表者ジークフリート・アウフホイザー (Siegfried Aufhäuser) も、ひとしく「この祖国救援勤務法の実施については、ブルー・カラーの労働組合とともに協力する用意がある」と言明した。とくにこの法の第一一条すなわち「五人以上の保険義務ある職員を雇用するすべての企業内に職員委員会 (Angestellten-Ausschüsse) を設置しなければならない」をよろこぶべき規定として歓迎した。この委員会の任務は、その企業内の職員の一切の苦情や要求を経営者に伝達するにある。この伝達を受けた経営者は、委員のすくなくとも半の要請があれば、委員会と交渉する義務がある。ホワイ・カラーの組合組織が分裂しており、ブルー・カラーの労働組合に比べてまだ基礎が弱いために、従来のドイツのホワイト・カラーは自分たちの労働条件にかんする交渉に応ずるように経営者を義務づけるだけの力柄を備えていなかった。その意味においてこの規定は、たしかに職員層にとって意義あるものであった。⁽³⁹⁾

こうして第一次大戦中にドイツ職員の団結がいくらか促進され、職員に有利な法規もわずかながら制定されたわけであるが、一九一七年七月には上記の三つの職員組合アルバイツゲマインシャフトが協定して、「あらかじめ了解のえられる問題については共同行動をとる (gemeinsam handeln)」ことになった。この目的のために三つのアルバイツゲマインシャフトのそれぞれの代表者 (der Vorsitzende) は、共同してとるべき措置を準備するために、たえず互いに連絡しあう権限を与えられた。しかしいづれの場合にも、いかなる共同行動をとるか、またいかなる仕方で行動するかの決定権は、

それぞれのアルバイツゲマインシャフトに留保されており、もし意見の一致がえられない場合には、それぞれ独自の行動をとりうるようになっていた。そのために大戦の最終年すなわち一九一八年になると、紛糾する事態のなかでこの協定は実効性をたなくなくなった。

四

民間職員の組織の状況は以上のとおりであるが、第一次大戦中の公務員はどうなっていたか。

ファルケンベルクの「革命後のドイツ公務員運動」は第一次大戦前および大戦中のことにもふれているが、それによると、公務員の場合にも一九一五年のはじめに公務員組合の大同団結の必要が強調されて、そのち一年間いろいろと討議のすえ、一九一六年二月に「ドイツ国および諸邦公務員組合インテレッセンゲマインシャフト（利益共同体）」

(Interessengemeinschaft deutscher Reichs- und Staatsbeamtenverbände——GdA Interessengemeinschaft deutscher Beamtenverbände 「ドイツ公務員組合インテレッセンゲマインシャフト」と改称)が結成された。これに所属した組合員は約三〇万人であったといわれる。(ファルケンベルクは一九一四年におけるドイツ公務員の総数を約二〇〇万人と推定している。)所属組合はおおむね下級または中級の公務員の組合である。すなわち——「鉄道助手組合」 Eisenbahnasistenverband ' 「下級郵便電信公務員組合」 Verband der unteren Post- und Telegraphenbeamten ' 「邦有鉄道局車掌・車掌見習組合」 Verband der Schaffner und Schaffneranwärter der Staatseisenbahnverwaltung ' 「グッセン列車長・列車長見習組合」 Hessischer Zugführer- und Zugführeranwärterverband ' 「ドイツ鉄道手荷物係長組合」 Verband deutscher Eisenbahnwagenmeister ' 「ライヒ(ドイツ国)中級郵便電信公務員組合」 Verband mittlerer Reichs-Post- und Telegraphenbeamten ' 「ドイツ郵便配達長組合」 Bund deutscher Oberpostschaffner ' 「ドイツ機

関手組合」Verein deutscher Lokomotivführer' 「全ドイツ税関監視人・助手・書記組合」Reichsverband deutscher Zollaufseher, Assisten und Sekretäre「ライヒ中級電信技術公務員組合」Bund mittlerer technischer Reichs-Telegraphenbeamten 「ドイツ國中級税関公務員組合」Verband der mittleren Zollbeamten des Deutschen Reiches「ドイツ下級公務員(のうち)文官適任証所有下士官兵・廃兵組合」Bund der Militärranwärter und Invaliden der unteren Beamten Deutschlands' 「ドイツ技師組合——邦技師グループ」Deutscher Technikerverband, Gruppe Staatsrechner' 「ドイツ技師組合——自治体技師グループ」Deutscher Technikerverband, Gruppe Gemeindecotechniker' 「ドイツ官房公務員組合」Deutscher Kanzleibeamtenbund' 「ドイツ鉄道一級転轍手・転轍手・踏切係・橋番・補助公務員組合」Verband deutscher Eisenbahnweichensteller 1. Klasse, Weichensteller, Bahn- und Brückenwärter und deren Hilfsbeamten' 「プロイセン・クッセン邦有鉄道・国(ライヒ)有鉄道婦人公務員組合」Verband der Eisenbahnbeamtinnen der preussisch-hessischen Staats- und der Reichseisenbahnen' 「ドイツ邦有鉄道荷役仲仕長組合」Verband deutscher Staatseisenbahn-Lade- und Bodenmeister' 「プロイセン下級司法公務員組合」Bund der Justizunterbeamten Preussens' 「駅管理系組合」Verband der Stationsschaffner' 「ドイツ国(ライヒ)郵便電信婦人公務員組合」Verband der deutschen Reichs-Post- und Telegraphenbeamtinnen' 「ドイツ国(ライヒ)給水監視員組合」Verband der Leitungsaufseher im Deutschen Reiche (本部ツングェブルク)' 「プレーメン公務員組合連合」Verband bremischer Beamtenvereine' 「鉄道下級助手補・同見習組合」Verband der Eisenbahn-Unterrassistentengehilfen und Anwärter (本部ベルリン)' 「国有・邦有鉄道官房勤務中級公務員組合」Verband mittlerer Staats- und Reichseisenbahnbeamten im Kanzleidiens (本部カッセル)⁽⁴⁾。

右の一五組合のうち「ライヒ(ドイツ国)中級郵便電信公務員組合」の大戦中およびその直後における組合員数はつぎ

のようになっている。⁽⁴⁾

一九一四年四月一日	三九、九六一
一九一五年三月末日	三九、九九七
一九一六年三月末日	三九、三二六
一九一七年三月末日	三八、九五七
一九一八年三月末日	三八、八四三
一九一九年三月末日	四〇、四五四

他の公務員組合も大部分はほぼこのような数的推移をたどったのではないかとファルケンベルクは述べている。(この「ライヒ中級郵便電信公務員組合」の場合、戦死者は第一次大戦期間をつうじて一、六二五名。)しかし、戦時中に婦人の職場進出がめざましく、「ドイツ国(ライヒ)郵便電信婦人公務員組合」は戦争中に組合員がおよそ二倍にふえて約二五、〇〇〇人となった。なお「ドイツ教員組合」(Deutscher Lehrerverein)は一九一四年末に組合員総数一三一、七四八名であつたものが一九一七年末には一一二、八九五名になっている(一八、八五三名減)。因みに教員組合は第一次大戦中には上記の「ドイツ教員組合」のほかに、「プロイセン教員組合」Preussischer Lehrerverein、「ベルリン教員組合」Berliner Lehrerverein、「全ドイツ婦人教員組合」Allgemeiner Deutscher Lehrerinnenverein(本部ベルリン)があり、その他多くの教員組合単組があつたといふ。⁽⁴⁾

さきに述べた「ドイツ公務員組合インテレッセンゲマインシャフト」は加盟組合から組合員一名につき年額五ペニヒの割合で上納費をとつていた。しかし、組合員のすくない組合からも、年額最低二五マルクは徴収することになつていした。機関紙として「公務員通信」(Beamten-Korrespondenz)が一九一六年二月四日から発行されたが、一九一七年

四月一日からは隔週一回発行の「ゲマインシャフト」(Die Gemeinschaft)に代った。「インテレッセンゲマインシャフト」の任務は、ドイツ公務員層の全体的利害にかかわるような重要な課題および原理的課題を協力して準備し、討議し、主張するにある。とくに、(一)、時代に合致した統一的公務員法の制定、(二)、上級・中級・下級の全公務員にひとしく適用さるべき統一的基礎をもち、その時どきの経済事情・物価状況を考慮した給与制度の完成、(三)、上級職・中級職・下級職の採用条件の統一。また職務能力が実際に証明された場合に充分なる昇任の可能性を認めること。(四)、公務員の教養を高めるためのあらゆる努力をいっそう促進すること——以上四項が重点的な活動目標とされた。しかし、この「インテレッセンゲマインシャフト」にたいしては、これに合流しようとしていない組合も多く、とくに南ドイツの公務員組合は「ドイツ公務員組合連合」(Verband Deutscher Beamtenvereine)をめぐり、全国のすべての公務員組合をもれなく結集する完全な統一組織の結成をめざした。彼らは北部および中部ドイツの諸公務員組合の代表者たちと協力して、一九一七年九月九日にシュトゥットガルトに開催された会合において、「ドイツ国公務員委員会」(Reichsarbeitsausschuss)を創立した。とくにバイエルン、バーデン、ヴュルテンベルク、ヘッセン、ザクセン、メクレンブルク、オルデンブルク、ブラウンシュヴァイクなどの諸邦の公務員組合は、この委員会の設立によつてはじめて全国的組織に協力する可能性がつくられたのである。「ドイツ国公務員委員会」は「給与特別委員会」(Sonderausschuss für Besoldung)・「組織特別委員会」(Sonderausschuss für Organisation)などの特別委員会をつくつて大きな問題の研究をおこない、全体の組織が実際に仕事をしつゆくための基礎をつくろうとした。これらの特別委員会の協議の結果は「指導原則」(Leitsätze)として発表された。そのうち「公務員および教員の政治的自由にかんする指導原則」(Leitsätze, betreffend die politische Freiheit der Beamten und Lehrer)は「おびのたになつてゐる。——(一)、公務員の給与および権利関係の立法的形成 (die gesetzgeberische Gestaltung der Besoldungs- und Rechtsverhältnisse)にたいする影響力をかちうる最も有効な可

能性を与えるのは、公務員組合としての職業組織であるが、それとともに公務員各自の政党政治的活動 (die parteipolitische Betätigung) である。(一) 公務員および教員がもっている政治的自由 (politische Freiheit) への権利は、政府および判決によつて承認されているものであるから、この権利は法律によつて確立されなければならない。(三)、公務員組合の組織は、特定の一政党のための宣伝をおこなうべきでなく、またその組合員に特定の政治的信条をおしつけてはならない。(四)、職業別組合の任務はあくまでもつぎのことである——(a) 公務員および教員が、とくに結社・集会・請願の権利、自治体における被選挙権、陪審員・陪審官に任ぜられることなどについて自分たちの政治的志向を実行するにあつて、これをいっそう制限しようとする一切の動きにたいしては、それとたたかうこと。(b) 公務員をその公民的、国民経済的、および政党政治的活動のために教育すること。(c) 諸政党との接触、および諸政党に公務員委員会 (Beamtenschaftsausschüsse) を結成させるようにはたらきかけること。⁽⁴³⁾

以上の「指導原則」を見ると、当時の公務員の政治意識のレベルと指導部の戦術とが言外にくみとられて興味ふかきもある。しかし実際にはこの「ドイツ国公務員委員会」も、一年あまりで一九一八年の一月革命を迎えたために、まだ統合的機能を十分に発揮しえず、「ドイツ公務員組合インテレッセンゲマインシャフト」と「ドイツ公務員組合連合」という二つの競争的組織を協力体制にもつていくことはできなかった。

いふまでもなく第一次大戦の開始いらいドイツ政府は労働組合にたいする融和政策につとめ、一九一四年一月一四日にはベルリンの労働組合会館 (Gewerkschaftshaus) をドイツ史上初めて大臣たちが訪問している。開戦当初、社会民主党系の「自由」労働組合は解散を命じられるのではないかと予想して対策を練っていたほどで、こうした政府の態度は彼らにとつて意外であった。しかし戦争にたいする労組の協力は絶対に必要なので、政府は企業内の労働者委員会設置、調停制度の充実、賃金政策の推進につとめた。もちろん労働組合は軍隊による組合員の召集、賃金の実質的低下などによつ

てひどい困難に直面したが、組合の影響力は強まった。一九一六年六月五日には帝国議会で結社法修正案が通過し、政治結社にたいする諸規制は労働組合に適用されないことになった。この年にはまたドイツ諸邦の公務員労働者 (Staatsarbeiter) にも団結権が与えられた。こうした労働組合の影響力の増加や労働者の権利の増大が第二インターの崩壊という犠牲のうえにかちえられたものであることは、ここであらためていうまでもない。第一次大戦中のドイツ新中間層の動向も、このような労働情勢のなかで考察されねばならない。

第一次大戦中も官庁統計によると合計一、四六九件の労働争議があり、スト参加者は一三〇万人にのぼったと報告されている。⁽⁴⁷⁾しかし、そのうちにホワイト・カラーの争議がどれほど含まれているかは明らかでない。⁽⁴⁸⁾総じて、特に大戦中の職員層の動きについては参照すべき文献で目を通しえなかつたものが多く、他日の補正を期したい。(未完)

註(87) Jahrbuch der Berufsverbände im Deutschen Reiche,

Ausgabe 1930, S. 52. Zitiert nach Hartfiel, Günter :

Angestellte und Angestelltenvereinigungen in Deutschland. Entwicklung und gegenwärtige Situation von beruflicher Tätigkeit, sozialer Stellung und Verbandswesen der Angestellten in der gewerblichen Wirtschaft. (Duncker & Humblot) 1961, S. 150.

数字は一九一九年まで出ているが、中には一九二〇年までにとどめた。

(30) 東ドイツの「ドイツ労働運動史文書・資料」では一九一七年四月二十六日の文書に「商業職員組合マルハインゲレインシュタット」⁴⁹ Arbeitsgemeinschaft für die kaufmännischen Verbände となっている。このほうが

正しいと思われる。Dokumente und Materialien zur

Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Reihe

II, Band 1, S. 628. 「技術職員組合マルハインゲレインシュタット」も同文書には Arbeitsgemeinschaft der technischen Verbände となっている。これら二つのほうが正しいと思われる。Ibid., S. 628.

(31) ハルトフェールは「一九一七年秋」としているが、西ドイツのオスターロートとシュスタターの編になる「ドイツ社会民主党年表」(一九六三年刊)では「一九一七年末」となっている。Osterroth, Franz und Schuster, Dieter : Chronik der deutschen Sozialdemokratie. (J. H. W. Dietz Nachf.) S. 185.

(32) ハルトフェールでは「一八五八年の商業従業員組合」が

Verein für Handlungs-Commiss von 1858 となつては「史淵九七輯一六ページの Verein für Handlungs-commiss von 1858 と合成語の書き方がちがつてゐるが、ハルトフィールのほうが古い時期の書き方のように思われる。「ドイツ商店員組合」もハルトマンフェルでは Verband Deutscher Handlungsgehilfen zu Leipzig と本部所在地が組合名のなかに入つてゐる。 Hartfiel, S. 141.

(33) 「ドイツ・カトリック商業職員組合連合会」は史淵九七輯一七ページでは Verband katholischer kaufmännischer Vereinigungen Deutschlands となつてゐたが、ハルトマンフェルでは Verband katholisch-kaufmännischer Vereinigungen Deutschlands となつてゐる。 Hartfiel, S. 143.

(34) Hartfiel, S. 143f.
 (35) この組合の一九一三年における組合員は約八八、〇〇〇人。これは当時の技術職員組合に組織されたものの総数約一四八、〇〇〇人の半数以上にあたると。 Hartfiel, S. 142.

(36) Hartfiel, S. 145.
 (37) この「ドイツ書籍商店員全国組合」が史淵九七輯一七ページの Allgemeiner Verein deutscher Buchhandlungsgehilfen と同じか否か不詳。史淵同一七ページの組合は本部ベルリンであるが、ハルトフィールは一五組合のうち、他の一四組合についてはすべて本部所在地を付記

してゐるのに、この組合だけはそれを書いてゐない。

Hartfiel, S. 145. 「ドイツ劇場従業員組合」は史淵同一二ページでは Genossenschaft deutscher Bühnengehörigen となつてゐる。「ドイツ事務職員組合」も同一二ページで Verband der Bureauangestellten Deutschlands となつてゐた。「商店員中央組合」は、同一七ページの「ドイツ男女商店員中央組合」(本部ハンブルク)と本部がちがうから、別の組合であろう。「工芸美術家組合」は同一九ページの「ドイツ工芸美術家組合」と本部がベルリンである点で共通するが、同一組合であるか否か不詳。

(38) 「ドイツ製本業職長組合」はおそらく同一九ページの「ドイツ製本業職長組合」と同一の組合であろう。ハインリッヒ・マリングスの「ドイツ労働組合運動史」(一九六〇年刊)では略記が Afa となつてゐる。しかしこれは Afa と書かれるのが普通である。 Gellings, Heinrich : Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung. (Butzon & Becker) S. 31.

(39) Hartfiel, S. 145f.

(40) Falkenberg, Albert : Die deutsche Beamtenschaftsbewegung nach der Revolution. 1920. S. 20.

(41) Ibid., 38.

(42) Ibid., 34.

(43) Ibid., 23.

(44) Erdmann, Gerhard : Die Deutschen Arbeitgeberver-

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(二)(小林)

一三四

Bände im sozialgeschichtlichen Wandel der Zeit.

(Luchterhand Verlag) 1966. S. 90.

- (45) 東ドイツの「ドイツ労働運動史文書・資料」の一九二七年四月二六日づけ文書に、「ドイツ労働組合総委員会」「キリスト教労働組合総連合」、「ドイツ労働組合連合(ビルシュ・ドゥンカー派)」、「ポーランド職業別組合」、「商業職員組合アルバイツゲマインシャフト」Arbeitsgemeinschaft für die kaufmännischen Verbände「統一職員法期成アルバイツゲマインシャフト」Arbeitsgemeinschaft für ein einheitliches Angestelltenrecht、「技術職員組合アルバイツゲマインシャフト」Arbeitsgemeinschaft der technischen Verbände が連名で、それぞれの団体の代表者のサイン入りで「軍事院総裁」(der Präsident des Kriegsamts) マン・ゾレーナ

一中将 (Generalleutnant v. Groener) にあつたものがあつた。最初の総委員会の代表は C. Legien であり、最後の二団体の代表者はそれぞれ Dr. Köhler と S. Aufhäuser と Dr. Höfle であつた。この文書は「現在の時点におけるストは避けられねばならない。ドイツ国 (das Reich) の維持と安全が第一位にたつ」と述べられている。しかし、そのためには労働者および職員 (die Arbeiter und Angestellten) の不満の原因を除かねばならぬ」とくに食料品の分配および価格にたいする配慮が足りないと指摘している。とりわけ大工業の企業家たちが平時においてさえ被雇用者の不満をまわくやり方を戦時の現在また改めてつじなふことを強調してつづる。

Dokumente und Materialien, Reihe II, Band 1, SS. 626—628.

„Neuer Mittelstand“ und die Arbeiterbewegung in Deutschland vor und nach dem 1. Weltkrieg (II)

Eizaburo KOBAYASHI

Als der erste Weltkrieg ausbrach, befürchteten die „freien“ Gewerkschaften ein Verbot. Aber die Regierung wollte sich wegen der Kriegsnotwendigkeiten auf die Organisationen der Arbeiter und der Angestellten stützen. Also kam es zu einem „Burgfrieden.“ Auf dem Opfer des Zusammenbruchs der II. Internationale nahm der Einfluss der Gewerkschaften und der Angestelltenverbände zu. Die Zentralleitungen der Gewerkschaften und der Angestelltenorganisationen schrieben 26. April 1917 an den Chef des Kriegsammtes, Groener :
“Arbeitseinstellungen in der gegenwärtigen Stunde sind zu vermeiden ; Erhaltung und Sicherheit des Reiches stehen an erster Stelle. (……) Die wesentlichste Ursache, die die Stimmung für die Arbeitsniederlegungen schuf, ist in den unzureichenden Massnahmen auf dem Gebiete der Ernährungspolitik zu erblicken. (……) Leider haben viele Unternehmer, vornehmlich in der Grossindustrie, auch während der langen Dauer des Krieges, sich nicht von den Methoden der Behandlung der Arbeitnehmer frei gemacht, die schon in Friedenszeiten zu grosser Unzufriedenheit und zu scharfen Kämpfen führten und die auch jetzt unausgesetzte Reibungen hervorrufen. (……)“ (Dokumente und Materialien zur Gesch. der deutschen Arbeiterbewegung. Dietz Verlag Berlin 1958. Reihe II, Band 1, S. 626f.) In diesem Teil meines Artikels untersuchte ich die Bewegung der Privatangestellten und der Beamten während des 1. Weltkrieges, insbesondere die Arbeitsgemeinschaften und Interessengemeinschaften kaufmännischer Verbände, technischer Verbände, freier Angestelltenverbände, oder Beamtenverbände.